

三重県高等学校等修学奨学金返還金未収金回収業務委託企画提案コンペ仕様書

1 目的

三重県高等学校等修学奨学金返還金の未収金（以下「未収金」という。）は毎年度未収債権が発生し、その総額は7千万円近くに達していることから、奨学金制度の安定した運営のために、未収金の回収率を向上させ、財源確保につなげていくことが喫緊の課題となっています。そのため、専門的な知識と経験を有する事業者へ回収業務を委託し、三重県高等学校等修学奨学金事業の安定化を図ることを目的に、本事業を実施します。

2 企画提案コンペを行う事項及び委託業務の内容について

(1) 業務名「三重県高等学校等修学奨学金返還金未収金回収業務委託」

(2) 業務の主な内容

ア 未収金の回収業務

三重県教育委員会が指定する者（累積滞納月数が6か月を超える債務を有する者）

○委託する債権規模

債権総数 約200件

債権総額 約1,600万円

※ 受託者と協議のうえ、新たに発生した滞納債権を追加委託することを想定します。詳細は5（2）を参照してください。

○回収業務の対象者

回収業務の対象者は借受人である奨学生本人、書面で連帯保証を行った法定代理人及び連帯保証人を対象とします。

(参考) 回収率実績 33.44%

※平成27年度から平成29年度の回収率の平均

イ 未収金回収対策に係る報告等業務

(3) 契約期間 契約日から平成34年3月31日まで

事業実施期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

3 委託金額

未収金回収実績額に提案のあった成功報酬率を乗じた額とします。（消費税別途。）

ただし、成功報酬率は、未収金回収実績額の30パーセント（消費税を含まない。）を上限とします。

4 三重県高等学校等修学奨学金について

三重県高等学校等修学奨学金（以下「修学奨学金」という。）は、経済的な理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は高等専門学校における修学が困難な者に対し、修学奨学金を無利子で貸与し、教育の機会均等に資する制度です。

貸与された修学奨学金は、貸与終了後、半年間の据置期間を経過した日から、原則として12年以内に、月賦による分割で返還します。なお、一定の要件を満たす場合、返還金の合計額が120万円を超え185万円未満の者については15年以内、185万円以上の者については18年以内に返還することができます。

5 委託業務について

- (1) 委託にあたっては、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）、同法施行規則、同法事務ガイドラインなど関係法令等を遵守するなかで、最大の効果があがる手法を要求します。
- (2) 回収を委託する債権は、平成31年4月1日現在において、2（2）アの状態にある債権を対象とします。なお、受託者との協議のうえで、各年度に1回から数回程度、新たに発生した滞納債権を追加委託することを想定します。

※ 追加委託債権見込み

各年度とも、債権数約100件、債権額約800万円

（追加債権総数：約300件、追加債権総額：約2,400万円）

- (3) 委託対象者については借受人である奨学生本人、書面で連帯保証を行った法定代理人及び連帯保証人を対象とします。
- (4) 提供する借受人等の情報は、住所・氏名・償還状況を書類及び電子データで提供します。

6 参加資格者の条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) サービサー法第3条の規定による法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人のいずれかであること。
- (2) 債権管理回収業者にあつては、提案書提出日基準において、サービサー法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (3) 債権管理回収業者にあつては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの使用を許諾された者（提案書提出日基準）であること。
- (4) 今回の企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札停止要件に該当する者でないこと。
- (7) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 資格審査

(1) 資格審査書類及び提出先

企画提案コンペに参加を希望する者に対しては、提案書の提出に先立ち、参加資格の適否確認を行います。

ア 提出書類

コンペ参加資格確認申請及び誓約書（様式1）の他、次の書類を提出してく

ださい。

- 債権管理回収業者の場合、サービサー法第3条に規定する法務大臣の許可証の写し。弁護士法人の場合、登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）。（1部）
- 債権管理回収業者の場合、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行したプライバシーマーク付与認定通知書の写し、又は認定がわかる書類。（1部）
- 三重県内に本支店、営業所又は事務所がある場合
 - ・ 三重県の県税事務所が過去6月以内（申請書提出日基準）に発行した納税確認書（写し可。）（1部）
 - ・ 所管税務署が過去6月以内（申請書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（写し可。）（1部）
- 三重県内に本支店、営業所又は事務所がない場合
 - ・ 所管税務署が過去6月以内（申請書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（写し可。）（1部）
- 入札に関し、支店または営業所等に権限を委任する場合
 - ・ 委任状（様式2）（1部）

イ 提出期限：平成31年1月31日（木）17時必着

ウ 提出先：三重県津市広明町13番地（〒514-8570）

三重県教育委員会事務局教育財務課修学支援班

(2) 提出していただいた書類に基づき、資格審査を行います。

(3) 資格審査の結果を平成31年2月4日（月）までに電話で通知します（別途文書でも通知します）。

8 企画提案コンペの実施方法について

(1) 企画提案書の提出期限及び提出先について

資格審査で参加資格を満たすとされた者については、以下により企画提案書を提出してください。

ア 企画提案書提出期限 平成31年2月13日（水）17時必着

イ 提出書類 次の書類を提出してください。

- ・ 企画提案書（7部）
- ・ 会社概要（1部）

ウ 提出先 7（1）ウと同じ。

(2) 質疑応答について

質疑応答は、質疑書に質疑内容及び連絡先を記載のうえ、FAX又は電子メールで行ってください。これ以外の方法によるものは、受け付けません。（様式は、任意のものでかまいません。）送信後は、電話にて着信の確認をしてください。

また、送信される際は、件名やタイトルを、「三重県高等学校等修学奨学金返還金未収金回収業務委託企画提案コンペに係る疑義について」等、当該コンペに係る質疑であることを明記してください。

なお、原則として、他の応募者からの提案書提出状況、積算に関する内容、採点に関する内容の質疑は受け付けることはできません。

質疑の受付は、平成31年1月31日（木）17時までとします。回答は平成31年2月4日（月）までに、三重県ホームページに掲載します。

・送付先 三重県教育委員会事務局教育財務課 修学支援班

TEL 059-224-2940/FAX 059-224-2319/Mail kyozaimu@pref.mie.jp

(3) 書面審査

参加資格を満たす企画提案が4者を超えた場合には、プレゼンテーション審査実施の前段階で企画提案書の内容について書面審査を行います。

ア 書面審査の上位4者をプレゼンテーション審査の対象とします。

イ 書面審査では、未収金回収方法の有効性、業務執行体制、経済性（成功報酬率）、未収金回収に係る実績、個人情報保護、法令順守について、提出された企画提案書の記載内容に基づいて審査します。

ウ 書面審査の結果は、平成31年2月20日（水）までに電話で通知します（別途文書でも通知します）。

(4) プレゼンテーション審査

ア 実施日は、平成31年2月25日（月）を予定しています。詳細な時間、場所については、後日文書で連絡します。

イ 時間配分は、提出された企画提案の説明10分と質疑応答15分の合計25分です。

ウ **説明の際は、選定委員が社名により先入観を持つことを排するため、社名を名乗らないでください。ただし、債権管理回収業者、弁護士法人の別は明らかにしてください。**

同じく選定委員が先入観を持つことを排するため、未収金の回収実績の説明において、過去の委託元の具体的な都道府県名は言わないでください。（例：×「三重県」⇒○「A県」、×「東京都」⇒○「B県」）

エ 説明の項目は、次のとおりとします。

- ① 未収金回収方法の有効性
- ② 業務執行体制
- ③ 経済性（成功報酬率）
- ④ 未収金回収に係る実績
- ⑤ 個人情報保護、法令遵守

9 企画提案書の仕様等

企画提案書は、次の仕様を満たすように記載してください。

(1) 資料内部には社名を記載しないものとし、表紙に社名を記載したものを2部、記載しないものを5部提出してください。ただし資料内部に債権管理回収業者、弁護士法人の別を記載してください。

(2) 原則としてA4サイズ10ページ以内（表紙除く。）とします。

(3) 記載する項目（説明していただく項目となります。）

ア 未収金回収方法の有効性…自社の有するノウハウを元に具体的な提案をすること。文書通知、電話連絡、訪問等の実施回数や頻度、想定する見込み回収率とその根拠を提示すること。

イ 業務執行体制…提案の内容を確実に実現できるだけの体制や、県との連

絡・情報共有等が緊密に取れる体制を有していることの根拠を具体的に提示すること。

- ウ 経済性…成功報酬率を30%以内で提示すること。なお、30%を超える場合は失格とし、審査の対象としないものとする。
- エ 未収金回収に係る実績…過去の実績や蓄積したノウハウを、特に国、地方自治体等に関するものについて記載すること。**（選定委員が先入観を持つことを排するため、過去の委託元の都道府県名が特定できないように記載すること。（例：×「三重県」⇒○「A県」、×「東京都」⇒○「B県」））**
- オ 個人情報保護、法令遵守…個人情報保護、情報流出防止、社員教育等の体制について記載すること。

1 0 契約方法に関する事項について

(1) 契約保証金について

契約保証金は、契約締結時の委託債権額に2（2）アに記載のある回収率（33.44%）及び成功報酬率を乗じた額に100分の10を乗じた額以上とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当すると県が判断した場合は免除します。

(2) 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。

(3) 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とします。変更契約についても同様です。

1 1 契約における留意事項について

(1) 契約事項に、個人情報保護に関する条項が含まれます。

(2) 回収した返還金は、県外法人の場合は翌月10日までに、県内法人の場合は速やかに三重県へ納付する必要があります。

(3) 回収した返還金に関する報告を三重県教育委員会に対して行う必要があります。

(4) 三重県の歳入収納事務を委託することになりますので、そのことを三重県公報に告示します。

(5) 業務の遂行に係る費用は、全て受託者の負担となります。

(6) 受託者が回収する返還金については、受託者名で領収書を発行する必要があります。

(7) 委託料の積算にあたって、受託者が回収したとみなす返還金の定義については、協議のうえ決定します。

(8) 受託者は、未収金回収業務における相手方との交渉記録を作成し、債務者毎に毎月回収した金額及び交渉記録を提出する必要があります。

(9) 委託する債権規模の件数及び金額は、平成30年11月現在の見込みであるため、契約時点では変動する可能性があります。

(10) この契約による業務の遂行にあたり、サービサー法、同法施行規則、同法事務ガイドライン、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、債権管理回収分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・法務省告示第1号）、三重県会計規則その他適用を受ける法律、規則及びガイドライン等を遵守すること。

1 2 個人情報取り扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者等が、個人情報の取り扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるのでご留意ください。

1 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託元所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託元所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 5 その他

(1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担となります。

(2) 提出された全ての書類は、コンペ終了後も返還しません。

(3) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、情報公開の対象文書となりますので、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当する場合はその旨明記してください。記載のない情報については、情報公開の際に開示します。

(4) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(5) 現受託者からの業務の引継ぎのため、事業開始前に三重県教育委員会事務局教育財務課等へ出向くことを求めることがあります。この場合の費用は、受託予定者の負担とします。